



第5回信州協働大賞の受賞団体が決定しました

協働デスク便り

第5回信州協働大賞の受賞団体が決定しました

NPOの強い味方!「NPO支援センター」を紹介します

県からのお知らせ

森林づくり県民税による里山資源の利活用に向けて

NPO法人の解散について(その2)

長野地方法務局法人登記部門からのお知らせ

長野県みらい基金からのお知らせ

2017ろうきん安心社会づくり助成金の助成団体が決定しました

寄附のチカラで住みよい地域を!

認定NPO法人紹介

新NPO法人紹介

NPO通信についてのご案内

信州で学ぼう

◇平成30年4月長野県立大学開学

◇平成30年8月第42回全国高等学校総合文化祭
(2018信州総文祭)開催

◇信州の自然を生かした

「信州やまほいく」や「山村留学」の推進

Challenge your future



長野県立大学
THE UNIVERSITY OF NAGANO

2018年4月開学



大まなこ
キョウコウ
信州なび助

2018信州総文祭



信州やまほいく

協働デスク便り

第5回信州協働大賞の受賞団体が決定しました

県では、「信州協働推進ビジョン」（平成 25 年 3 月策定）に基づき、様々な主体との協働を推進するため、優れた協働事業を実施している組織を「信州協働大賞」として知事表彰しています。5 回目となる今回は、大賞 1 団体、優秀賞 2 団体、特別賞 1 団体を選出し、3 月 12 日に受賞団体に対して阿部知事から賞状が贈られました。

大賞

特定非営利活動法人グリーンウッド自然体験教育センター 通学合宿普及事業・自然保育実地研修事業

子どもの自信や主体性を育む共同生活の体験を目的とした「通学合宿」の普及のための手引き作成や講座の開催を協働して実施。また、県が創設した「信州やまほいく認定制度」の認定圏の能力向上のための実地研修を同法人が実施。

協働のポイント

同法人は、泰阜村との協働により山村留学を運営するなど、30 年以上にわたり自然と山村の暮らしから学ぶ活動を続けています。通学合宿普及事業や自然保育実地研修事業では、実地研修の受入れ等を通じて、その培ってきたノウハウを多くの関係者と共有することができ、同法人の専門性が遺憾なく発揮された取組みとなっています。



【やまほいく実地研修の様子】

優秀賞

一般社団法人長野県ひとり親家庭等福祉連合会 ひとり親家庭福祉推進事業・信州子どもカフェ推進事業

県が推進する「ひとり親家庭福祉推進事業」において、家事・育児相談やひとり親家庭の子どもを対象とした学習会を開催。県の「信州子どもカフェ推進事業」においては、平成 28 年度にモデル事業として飯田市内で学習支援・食事提供・悩み相談等を行う子どもカフェを運営し、事業終了後も同法人の事業として運営を継続している。

協働のポイント

同法人は、ひとり親家庭の共助団体として県内 14 の団体により構成され、会員相互の連携・交流を通じてひとり親家庭の福祉向上に取り組んでいます。両事業とも、当事者団体であればこそこのひとり親家庭のニーズに合ったきめ細かな支援を行っている同法人の特性が活かされた取組みです。



【信州子どもカフェにおける学習支援の様子】

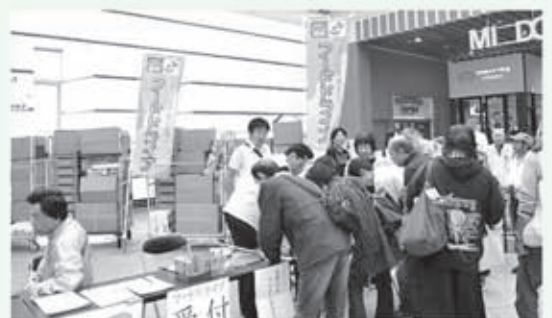
優秀賞

特定非営利活動法人フードバンク信州 多分野の連携による食料支援事業

県と市が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」と連携した生活困窮者への食料支援及び、県が推進する「信州子どもカフェ推進事業」への食料提供を実施。また県庁フードドライブや信州環境フェア等にも協力している。

協働のポイント

同法人は、食品会社や労働団体、生協、JA、NPO 等を会員とし、県内 4 つの拠点で全県的にフードバンク活動を行っています。行政だけでなく様々な団体とのネットワークにより広く活動しているため集まる食品の種類、量も多く、地域で開催される子どもカフェなどに安定的に食品提供ができ、開催回数増加やメニューの充実にご貢献しています。



【フードドライブの様子】

家庭で利用されずに眠っている食品を学校や職場などに持ち寄ってもらう活動

訪中団を結成しての中国訪問や、スキーの寄贈や訓練隊の受入を行うスキー交流、日中友好キャンプなどを行う青少年交流、県内大学と中国の学術交流推進、中国緑化協力、中国帰還者支援など様々な活動を県と連携して実施。

協働のポイント

県は、中国と顔の見える交流を長年にわたり続けてきました。同協会は、日中友好親善のため、県に先行して活動を始め、県と協働して活動を続けてきたことにより、幅広い分野での官民挙げての交流として発展し、中国との信頼関係の構築に大きく貢献しています。



【青少年スキー交流の様子】

シリーズ第5回 NPOの強い味方！

「NPO支援センター」を紹介します

佐久市市民活動サポートセンター

所在地：佐久市取出町183 佐久市生涯学習センター（野沢会館）

開館時間：午前9時～午後8時

休館日：月曜日（月曜日が祭日の時は、その翌日）、年末年始

利用対象：佐久市に拠点を持ち、市内で市民活動を行う個人または団体
（ご利用の際は団体登録をすると便利です）



ファシリテーター育成講座を開催しました

◆佐久市市民活動サポートセンターとは？

様々な活動や人、関係する機関をつなげ、市民活動を支え、地域課題の解決を促進するための拠点です。

◆サポートセンター、こんなときに活用できます！

市民活動に関する相談受付、情報収集・発信、活動場所・機材の提供、講座や交流機会の提供
打ち合わせやミニ会議にフリースペースが利用出来ます。（2～10人程度）

◆こんなときはセンターへご相談ください！

センターでは、地域の支え合いのための活動を支援しています。自分たちの住む地域の課題を解決するグループを立ち上げたい方は、センターにご相談ください。

◆最新の情報を知りたい方は以下の情報をチェック！

ホームページ <http://sakusapo.com/index.html> 情報誌「さくさほ」（HPからも閲覧可）

お問い合わせ TEL 0267-64-6362 FAX 0267-64-6363 E-mail sakusapo@sakunet.ne.jp

協働コーディネートデスクにご相談ください。

県と民間の皆様との協働に関するご相談やご提案がございましたら、協働コーディネートデスクへお気軽にご相談ください。

協働コーディネートデスク（県庁 東庁舎1F 県民協働課内）

電話 026-235-7190 FAX 026-235-7258 E-mail : cocodesk@pref.nagano.lg.jp

県からのお知らせ

森林づくり県民税による里山資源の利活用に向けて

～森林税を活用した里山の利活用～

■森林税について

豊かな森林に囲まれている長野県。森林は、きれいな水や空気を育み、山地災害を防ぎ、木材の生産や地球温暖化の防止など、私たちの生活にはなくてはならない存在です。

こうした森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐため、県では、森林づくり県民税（以下「森林税」といいます。）を導入し、平成 20 年度から 2 期 10 年にわたり里山の間伐を中心に取り組んできたところですが、平成 30 年度から第 3 期目の森林税が始まります。

課税期間：平成 30 年 4 月 1 日から 5 か年間

超過税額：個人／年額 500 円、法人／均等割額 5 % 相当額（1,000 円～ 40,000 円）

■住民等の利活用のための里山の整備及び支援策について

里山は、元来、薪炭林などとして利用することで維持されてきましたが、所有者の山離れ等によって放置されるケースが目立っています。

このため、「ふるさとの森林づくり条例」に基づき、市町村長の申出により知事が認定した「里山整備利用地域」での様々な活動に対して、次期森林税を活用して、地域の主体的な参画による里山の整備・利活用を推進することとしています。

里山は、地域の歴史や伝統・文化が詰まった大切な場所です。地域の里山への思いやつながりを大切にしながら、県民の皆様には森林税の成果をより身近に感じていただけるよう取り組んでまいります。

NPO の皆様にも里山整備利用地域での活動に参画することで各種制度も活用いただくことができますので、地域のけん引役としてのご活躍を期待しています。



里山の人工林を活用した自然観察

里山整備利用地域に対する支援策【森林税活用事業】

事業名【補助率】	事業内容
里山整備利用地域活動推進事業 【10/10 以内】	活動推進主体が行う地域活動等 (森林調査、森林を利用した地域活動、説明会、計画作成等)
里山資源利活用推進事業 【3/4 以内】	活動推進主体が行う資機材の導入等 (チェーンソー、薪割り機、簡易ウインチ、チッパー、防護服、刈り払い機、林内歩道等)
里山整備利用地域リーダー育成事業 【事業主体：県】	コーディネーターや地域の里山を維持管理する人材を育成 (地域リーダー育成のための研修会等の実施、安全講習会のための講師派遣等)
みんなで支える里山整備事業 【9/10 以内】	里山の多面的な利活用のための整備 (間伐等の森林整備、枯損木の伐採、緩衝帯の整備、参加型の森林整備等)
地域で進める里山集約化事業 【定額】	里山整備のための条件整備 (森林所有者の施業同意取得、施業地の境界の明確化)

※ご不明な点がございましたら、林務部森林政策課企画係までお気軽にお問い合わせください。

■お問合せ先

森林政策課企画係 TEL：026-235-7261、FAX：026-234-0330

E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp

NPO 法人の解散について（その2）



前回は解散の種類や総会決議による解散の流れについて解説しました。今回は、総会決議により解散した場合を想定して、解散登記等及び解散公告について詳しくご説明します。

1 解散及び清算人の就任登記について

- ① 総会で解散を決議したときには、主たる事務所の所在地において2週間以内に、特定非営利活動法人解散及び清算人就任登記を行います。登記に係る手数料は無料です。
※清算結了登記と異なり、従たる事務所の所在地における登記は不要です。
- ② この登記申請の権限は清算人にあります。
清算人については前回も触れましたが、清算人になるべき者は次のとおりです。どの類型で清算人に就任したのかにより、登記申請書の添付書類が異なることとなります。

ア 定款に清算人の規定がある場合は定款の規定によります。
イ 定款に清算人の規定がない場合で解散総会で清算人を選出した場合は、当該選出された者が清算人となります。
ウ ア及びイ以外は、理事全員が清算人となります（法定清算人）。

- ③ 特定非営利活動法人解散及び清算人就任登記申請書に添付書類（社員総会議事録及び定款のほか清算人の就任類型に応じて就任承諾書等）を添えて長野地方法務局へ提出します。登記申請については専門家である司法書士に依頼するか、又は、ご自身で申請書を作成する場合は、長野地方法務局のホームページをご覧ください。

また、登記完了後は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて、所轄庁（長野県）へ解散届出書を提出してください。

2 解散公告について

NPO 法人は解散後に遅滞なく、債権者に対して債権の申出をすべき旨の公告（解散公告）を官報に掲載して行わなければなりません（特定非営利活動促進法第31条の10）。

定款で別の公告方法を規定している場合であっても官報による公告は必須であり、かつ、定款に規定されている公告方法による公告も行わなければなりません。

※掲載基準や掲載料金については、申込先にご確認ください。
【長野県内における官報掲載の申込先】
◆長野県官報販売所（西沢書店内） 長野市大門町 66-1
TEL 026-233-3187 FAX 026-233-3186

【官報掲載例】
一 特定非営利活動促進法第三十一条の十
第一項
解散公告
当法人は、平成〇年〇月〇日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右記期間内にお申し出がないときは清算から除外します。
平成〇年〇月〇日
長野県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
清算人 〇〇〇〇

3 清算結了登記について

NPO 法人としての現務を結了させ、債権・債務関係を整理（残余財産があれば譲渡）し、清算手続きが全て完了した時点で、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、清算結了登記を行います。登記に係る手数料は無料です。

特定非営利活動法人清算結了登記申請書に清算事務報告書を添えて長野地方法務局へ提出します。

登記申請については専門家である司法書士に依頼するか、又は、ご自身で申請書を作成する場合は、長野地方法務局のホームページをご覧ください。

また、登記完了後は、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて、所轄庁（長野県）へ清算結了届出書を提出してください。

2回にわたってNPO法人の解散についてお届けしました。これを機会に法人の運営体制を確認し、法人の今後の方向性を考えてみませんか？

※解散手続き時に長野県へ提出が必要な書類は以下のURLからダウンロードできます。
(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kurashi/shinse/npo/setsuritsu.html>)

長野地方法務局法人登記部門からのお知らせ

①本年度のセミナーについて

本年度のNPO登記・労務セミナーにおいて配布しました資料につきまして、県民協働課のホームページ（※）に登載していただきますので、セミナーに参加できなかったNPO法人様におかれましては、是非ご覧ください。

今回のセミナーにおきましては、「役員変更登記はどのようなときにするのか?」、「定款変更をしたときに登記は必要?」などといった、これまで質問が多かった事項について、『特定非営利活動法人の役員（理事）変更登記が必要な?と迷ったときに確認すること』及び『特定非営利活動法人の目的及び事業の変更登記について』の資料を作成しお配りしました。お手元においていただき、登記申請に迷ったときはご確認ください。



②登記申請の様式について

法務局のホームページには、NPO法人の登記申請に関する主な様式（「設立」、「役員変更」、「名称・目的、主たる事務所の移転」、「解散、清算終了」）及び作成上の注意事項を説明した記載例が登載されていますので、ご自分で申請書類の作成を考えておられる場合は、確認して作成してください。

③登記相談について

法務局では、登記相談の待ち時間の解消を図るため、登記相談の予約制を導入しています。

1回の相談時間は「30分以内」とさせていただきます。

長野地方法務局の本局にご来庁いただき相談を受けられる方は、【電話番号 026 - 235 - 6619】までお願いします。

④オンライン申請（登記すべき事項のオンライン提供）について

法務局では、登記申請される方にオンラインによる登記申請を勧めております。

特に、登記簿に登録される内容のみを送信する「登記すべき事項のオンライン提供」（別途申請書及び添付書類の提出は必要です。）は、インターネットができる環境があれば、電子証明が不要で、登記の完了後に通知があるなどメリットがありますので、是非ご利用ください。チラシを同封しますのでご覧ください。

※県民協働課ホームページ URL

http://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kurashi/kyodo/npohojin/documents/seminar_touki_shiryou.html

長野県プロボノベースを利用してみませんか

長野県が構築したWebサイト「長野県プロボノベース」は、NPOとプロボノ（専門的な知識や経験を持つボランティア）をつなぐマッチングサイトです。

サイトを通じてこれまでに、会計に不安があるNPOと会計業務に詳しい方とのマッチングによるレクチャーや子ども食堂を実施しているNPOと管理栄養士のマッチングによるアドバイスの実施などが実現しています。

NPO法人、任意のボランティア団体、学校法人、自治会など、公共的活動を行う団体であれば、どなたでも利用可能です。「プロボノのチカラを借りる」、「プロボノになる」、どちらの利用も大歓迎です。是非、サイトをご覧ください。

お問い合わせ

長野県県民文化部県民協働課 プロボノ活動推進員
〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2
TEL：026-235-7190 FAX：026-235-7258
E-Mail：probono@pref.nagano.lg.jp

長野県プロボノベース

あなたの経験・知識・スキルを
ボランティアとして活かしませんか?

<https://www.mirai-kikin.or.jp/probono/>

長野県みらい基金からのお知らせ

2017 ろうきん安心社会づくり助成金の 助成団体が決定しました

前回第 56 号での「サンプロおひさま基金」に続き、冠基金による助成についてのご報告です。

長野県労働金庫の社会貢献事業「2017 ろうきん安心社会づくり助成金」は今年で 5 年目。今回は 25 団体が応募申請され、1 月 18 日の審査委員会で 9 団体に助成することが決定しました。助成団体は次のとおりです。

NPO法人フリースクール歩む
NPO法人えんまる
NPO法人元気お届け隊
NPO法人諏訪広域ドローン協力会
ながの協働ねっと
NPO法人Happy Spot Club
NPO法人NPO ホットライン信州
一般社団法人里山保育 ひなたぼっこ
一般社団法人白馬スポーツ・自然振興協会

(順不同)



2月9日に行われた贈呈式風景

寄附のチカラで住みよい地域を！

認定NPO法人長野県みらい基金は長野県を住みよい地域にしようと活動している団体を公式サイト「長野県みらいベース」で紹介し、活動支援のための寄附を募集しています。

是非、長野県みらいベース（下記URL）にアクセスしていただき、サイト利用のための団体登録並びに活動への支援をお願いします。

認定NPO法人 長野県みらい基金

長野事務所 〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2 長野県庁東庁舎 1 階

TEL: 026-217-2220 (平日 8:30 ~ 17:15)

松本事務所 〒390-0852 松本市大字島立 1020 長野県松本合同庁舎 1 階

TEL: 0263-50-5535 (平日 8:30 ~ 17:15)

長野県みらいベースのホームページ URL <https://www.mirai-kikin.or.jp/>



認定 NPO 法人紹介

平成 29 年 11 月以降に、
長野県が認定した NPO 法人を紹介します。

名 称 認定特定非営利活動法人
あさまハイランドスポーツクラブ
主たる事務所の所在地 北佐久郡御代田町大字草越 1173 番地 1735
代 表 者 土屋 美喜子
認 定 期 間 平成 30 年 2 月 1 日～平成 35 年 1 月 31 日
(5 年間)

名 称 認定特定非営利活動法人 ACT
主たる事務所の所在地 北安曇郡白馬村大字北城 2809 番地 1
代 表 者 元村 幸時
認 定 期 間 平成 30 年 2 月 15 日～平成 35 年 2 月 14 日
(5 年間)

新 NPO 法人紹介

新たに設立認証した 12 法人を紹介します。

NPO 法人名・主たる事務所・目的（定款のとおり）

特定非営利活動法人 はなた

下伊那郡天龍村平岡 1305 番地 11
この法人は、介護度が低く施設へ入所できない認知症高齢者を対象に、小規模な家庭的環境の中で、尊厳を守り、仲間や職員と支えあひながら共同生活を送り、認知症になっても安心して自分らしい生活ができるように支援をする。さらに、将来的には本人が望めば看取りまで考え、一人暮らしの認知症高齢者の終の住処を提供し、福祉の増進を図る。
また、開かれた施設づくりを目指し、幅広い年代の地域住民と交流する中で、認知症を理解してもらおう。私たちは、認知症高齢者に寄り添い、代弁し、共生できる文化を作り地域福祉に貢献する。

特定非営利活動法人 とがくししょうま

長野市大字南長野南原町 1032 番地 1 403 号
この法人は、戸隠地区をはじめとする長野市北西部を拠点に、障害者基本法の趣旨に沿い、保健・福祉・医療との連携をしながら、協力して支援を行うことにより、障がい者が地域の中で安心して快適な生活が送れるように、心のこもった地域包括ケアを推進する。また、地域ぐるみで協力し合い、高齢者の生きがいや子どもたちの健やかな成長を共に楽しみ慈しみ合う地域をつくることを目的とする。

特定非営利活動法人 軽井沢先端学術センター

北佐久郡軽井沢町大字長倉 3916 番地 8
この法人は、地域社会が抱える課題に対して、大学等の研究成果を活用して、その解決を目指し、またこのような研究を推進、発信する事業を行い、公共の利益に資することを目的とする。

特定非営利活動法人 まんま畑の家

伊那市長谷中尾 340 番地
この法人は、広く一般市民に対して、地域の活性化、交流の促進、まちづくり等についての相談、支援及び実施に関する事業、地域の活性化、地域福祉の増進、まちづくりの推進等についての調査、研究及び情報提供に関する事業等を行い、地域の活性化及び地域福祉の増進を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

NPO 法人 長野県食育協会

松本市並柳 3丁目 6 番 13 号
この法人は、NPO 法人日本食育協会の理念に基づき長野県と近隣地域にて、未来を担う子供達及びその保護者、地域経済・日本経済を担う成人に対し、食の啓発活動及び食育に関する知識の普及活動を行い、健康な社会の基盤作りに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 まちもり

上田市殿城 2889 番地 1 稲倉の里農村交流館
この法人は、稲倉の棚田等の地域資源発掘及び情報発信並びに商業化・

観光化に関する事業、公共施設等の維持管理及び付加価値創造や子どもの健全育成に関する事業、道の駅誘致及び維持管理に関する事業、稲倉の棚田の保全及び地域おこしに関する事業を行い、以って地域活性化に寄与することを目的とする。

NPO 法人 ハッ岳スキーヤーズネットワーク

諏訪郡富士見町富士見 3101 番地 101
この法人は、ハッ岳山麓に住む子どもたちに対し、スキーの指導及びスキークラブの運営に関する事業を行い、子どもの健全育成及びスキー振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 Laule Fun

塩尻市大字広丘堅石 353 番地
この法人は、青少年に対して、スポーツに関する事業を行い、健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 じりつ支援ネットいな

伊那市手良中坪 102 番地
この法人は、障がい者など支援を必要とする人が自立自律した生活を送れるよう支援することを目的とする。障害者総合支援法に基づいた事業や、地域で暮らす中で今の社会で必要とされている福祉を担う事業を行い、支援を必要とする人も、支援する人も互いに豊かに暮らすことのできる社会を目指す。

特定非営利活動法人 訪問介護あったか伊那

伊那市日影 174 番地 1
この法人は、高齢者・障がい者・児童に対して、社会参加できるように自立支援を援助し、多様な福祉サービスのニーズを持つ人と、地域で暮らす人々の環境・福祉の増進をはかる事業を行い、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 海野宿トラスト

東御市本海野 1588 番地 2
この法人は、地域住民及び訪れる人のため、東御市が策定した「海野宿伝統的建造物群保存地区保存計画」や「東御市観光ビジョン」及び本海野区海野宿保存会が策定した「海野宿ビジョン」の実現のため、海野宿のまちづくりに関する事業を行い地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 コスモス村

諏訪郡富士見町立沢 1 番地 984
この法人は広く一般市民を対象に、人々の相互尊重と調和的な関係構築を図る、ソーシャルワーク及び修復的対話の基本理念に基づき、学校及び地域における研修事業や相談援助事業等を行い、もって地域社会の安心と安全の実現に寄与することを目的とする。

◇ NPO 通信についてのご案内 ◇

平成 22 年から皆様のもとへお届けしてきた NPO 通信につきましては、冊子形式でのお届けを、原則として、今回で終了させていただくこととなりました。

NPO 通信自体は、これまでと同様、7 月末、11 月末及び翌年 3 月末に作成いたしますが、今後は、県ホームページに掲載する電子データをご覧くださいませようお願いいたします。

なお、引続き冊子形式でのお届けを希望される方は、県民協働課へ御連絡ください。

※ NPO 法人の皆様にはこれまでどおり冊子形式でのお届けを予定しています。

長野県 県民文化部 県民協働課 協働・NPO 係

TEL : 026-235-7189 (直通) FAX : 026-235-7258 E-mail : kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kensei/soshiki/soshiki/kencho/npo/index.html>